

2025年11月12日

新潟県知事

花角英世様

一般社団法人新潟県労働者福祉協議会

理事長 牧野茂夫



＜会員団体＞

日本労働組合総連合会新潟県連合会

新潟県労働金庫

こくみん共済coop新潟推進本部

公益財団法人 新潟ろうきん福祉財団

新潟県退職者連合

全日本港湾労働組合日本海地方新潟支部

新潟県生活協同組合連合会

ワーカーズコープ 北信越事業本部

ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟

生活協同組合 コープデリにいがた

2026年度（令和8年度）労働者福祉に関する要請書

貴職におかれましては、県民生活の安定と向上をはじめ県政課題の前進に向けて、日々ご奮闘されておりますことに敬意を表します。また、日頃、新潟県労働者福祉協議会（以下、「県労福協」という。）の事業に特段のご理解とご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

食料品やエネルギー価格などの生活に関わる多くの物価が高騰しており、県民勤労者は生命・健康の不安と経済低迷による所得低下、雇用不安を抱えながら生活を送っています。こうした状況が長期化している中で、まさに今、国および県が使命と役割を発揮し、困難を抱える生活者に寄り添いながら、穏やかな日常を取り戻す行政の実行が求められています。

また、政府がSDGs（持続可能な開発目標）実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰ひとり取り残さない社会」の実現のために、県においても人権・労働基本権の保障、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかることが、今まで以上に求められています。

県労福協は、社会的な課題に対し、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で

つくる安心・共生の福祉社会」の実現のため、行政をはじめ様々な団体と連携し、県民の暮らしをサポートする事業への取り組みを進めているところです。

つきましては、県政における課題山積とは存じますが、労働者福祉の向上に向け、以下の要請項目についてご検討いただきますよう、ご要請申し上げます。

要 請 項 目

1. 東日本大震災・能登半島地震の被災者・避難者支援および防災・減災対策の強化

被災者支援と防災・減災対策について以下の取り組みを要請します。

(1) 東日本大震災の被災者・避難者への生活支援

2011年3月11日に発生した東日本大震災等による影響を受け、14年経過した今日においても県内への避難者数は、7月末で1,731人（前年比－70人）となっている。

避難生活が長期化し県内広域に及ぶ避難者のため、孤立化や引きこもりの防止等も念頭に置き、見守り・相談などの寄り添い支援を実施するなど、避難者支援を継続すること。

(2) 能登半島地震の被災者・避難者への生活支援

2024年1月1日に発生した能登半島地震による被災者支援を継続するとともに、液状化対策を講じること。

(3) 平時における防災・減災の対策

①災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があるため、地域・住民等による「自助・共助」の取り組みと地域防災力の向上に向けた防災分野の人材育成、災害発生における避難支援のための「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」の作成、並びに福祉避難所の指定、住民を対象とした支援体制の整備・更新など、それぞれの内容について市町村の状況把握及び必要に応じて市町村に対する助言指導を行うこと。

②災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のための公的な支援を検討すること。

③災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を実施すること。

④障がい者・高齢者等への実効性の高い避難支援に向けて、避難行動要支援者に係る市町村の個別避難計画策定を支援すること。また、外国人についても、災害時に円滑に避難できるよう市町村の取り組みを支援すること。

⑤能登半島地震の経験を活かし、防災・減災対策の強化を図ること。

⑥災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、予防啓発を徹底すること。

2. 格差・貧困社会の是正、セーフティーネットの強化について

県民が安心・安全に暮らせる社会づくりをめざすため、地域住民の生活実態に照らし、以下の取り組みを要請します。

(1) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

- ①物価高の影響が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援としての本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかり、住民への周知・啓発を徹底するとともにオンラインによる相談体制の整備をはかること。
- ②物価高やフードバンクに食料が集まらないことなどの影響で、生活に困窮する人々がこれまで以上に苦境に立たされているため、子育て世帯や高齢者世帯を含めた困窮世帯を対象とした支援策を実施すること。
- ③生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善、定着促進をはかるとともに、研修の充実、資格取得へのサポートなどスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。
- ④委託契約にあたっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、委託期間は最低5年以上とし支援の質や実績を総合的に判断すること。

(2) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響に関わる対応

- ①生活保護制度の申請は、国民の権利であることを広く県民に知らせ、最新の申請書やパンフレットをアップデートするとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口に設置すること。また、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど運用の緩和を行うこと。
- ②生活保護法の運用にあたっては、生活が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう現場に徹底すること。
- ③要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を職員に徹底するよう現場を指導すること。
- ④生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善をはかり、正規職員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国への財政支援を求めること。

(3) こどもの貧困対策の強化

- ①こどもの貧困対策にあたっては、新たに施行されたこども基本法や策定された「こども大綱」の主旨を押さえつつ、改正こどもの貧困対策法をふまえ、こどもの貧困の実態を把握するとともに貧困に関する指標を定め、こどもの貧困の解消に向けた各種施策を講ずること。
- ②相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえて、令和6年4月にかけて施行された改正児童福祉法等に基づき、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。
- ③こども食堂など地域の自発的で多様な多世代交流活動・居場所づくりが広がるよう行政

としても環境整備に努めるとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた方々が必要な支援につながるよう、アウトリーチ機能の強化や補助事業の拡充を行うこと。

3. 奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減について

現在、日本の奨学金は給付型よりも貸与型が多く、若者の返済困難者は続いており、奨学金返済のために結婚や出産をためらう若者が多数います。返済困難に陥っている若者を救い、将来に希望の持てる社会を実現するためには、奨学金や高等教育等の経済負担を早期に軽減することが求められています。

県労福協は、中央労福協などと連携し、以下の内容を盛り込む各種の取り組みを進めています。つきましては、当事者の声を反映したより良い制度へと改善するため、これまでの県独自の取り組みと併せ、県から国への働きかけを要請します。

- ①県は、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談および奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかること。
- ②県は国に対し、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支えるよう要請するとともに、特に高等教育の漸進的無償化に向けて、少子化対策の集中取組期間とされる3年の間（2024年～2026年）に、以下の3点について改善をはかるよう働きかけること。
 - ア、すべての学生を対象に、大学、短大、高等専門学校（4年・5年）、専門学校の授業料を現在の半額にすること。
 - イ、大学等修学支援制度の対象を多子世帯や理工農系に限定することなく年収600万円まで拡大するとともに、授業料減免額も拡大すること。
 - ウ、奨学金返済に係る負担の軽減に向けて、貸与型を有利子から無利子へ、所得に応じた無理のない返済制度や返済困難な場合の救済制度を拡充すること。
- ③県は、国の奨学金制度を補う観点から、独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設（充実・改善）を検討・実施すること。また、高校生を対象とした奨学金制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充すること。
- ④家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、県の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかること。
- ⑤奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。

4. フードバンク活動の促進について

県からは、フードバンク支援事業への協力をいただいているところですが、大幅な物価の高騰により支援が必要な人たちは増加しております。その反面、フードバンクに集まる食料が減

少しており、生活に困窮している人への支援が果たせない状況も出ております。2026年度も、各フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、以下の取り組みを要請します。

- ①「新潟県食品ロス削減推進計画」を踏まえ、食品ロスに対するPR活動により、未利用食品の提供や、有効活用の説明会等を精力的に展開する中で、引き続きフードバンク団体への寄贈及び開設・増設支援を促すよう努めること。
- ②2025年3月25日に変更された「食品ロス削減推進基本方針」を踏まえ、新潟県として、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成や人材育成など）に向けた支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

5. 労働者協同組合法の施行の運用について

「労働者協同組合法」が2022年10月1日に施行され、新潟県でも3例目の法人が設立されました。2025年は国連が定めた国際協同組合年であり、「国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議」が、5月27日衆議院本会議で、5月28日参議院本会議で採択されました。

決議では、国際協同組合年が、協同組合を振興し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高めることを目的としていることを踏まえ、政府に対して、協同組合を振興し、定義・価値・原則を尊重すること、持続可能な地域社会づくりにおける有力な主体として位置付けること、民間非営利組織としての発展に留意することを求めています。

県においても協同組合の振興、発展に向けて以下の取り組みを要請します。

- ①協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化すること。
- ②社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進すること。
- ③市民協働、農林、広い意味での福祉関係課等広がりを持った県職員の学習研修会を開催すること。
- ④各市町村へ学習・研修の機会を作ること。
- ⑤県民広報の機会を積極的に推進すること。

6. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が2024年4月1日から施行されました。「女性支援新法」を実効性あるものとするため以下の取り組みを要請します。

- ①女性支援新法の内容を広く県民に周知し、「困難に直面する」全ての女性を対象とすることや支援内容を浸透させること。
- ②支援を必要とする女性へ確実に支援が届く体制構築を行政の相談支援機関・連携機関に徹底し、現状を検証すること。
- ③地域格差が生じることがなく、必要となる相談支援体制や地域福祉との連携強化を図るため、市町村及び民間団体を支援するための財政と人材を充実させること。県内全ての市町村において、女性相談支援員の複数配置と市町村基本計画の策定、支援調整会議の設置がされるよう、支援を強化すること。
- ④県市町村、支援機関、民間支援団体等の女性相談支援員の実情を把握して、資質向上を計画的に進めること。

7. 介護福祉政策について

介護福祉政策について以下の取り組みを要請します。

- ①介護保険者たる自治体や事業者の実情を把握して、全国知事会などを通じて国に介護事業政策の見直しを要請すること。
- ②地域において、認知症の方の見守り活動に取り組む NPO や市民団体等に対する支援を拡大すること。
- ③市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困りごとに寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化すること。また、ヤングケアラーを含めた介護にかかる現状を踏まえ、若年層など当事者だけの問題とせず地域や社会全体で介護を支えるよう、ヤングケアラー支援に関する啓発・情報提供・相談支援などを進めること。
- ④医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化すること。

以 上